

# 仙台市いきいき市民健康プラン（第3期）中間案に係る意見募集 （パブリックコメント）の実施結果について

## 1. 実施概要

### （1）意見の募集期間

令和5年11月27日（月）～令和5年12月26日（火）

### （2）周知・啓発に関する取り組み

① 市政だより、市ホームページによる周知

② 市施設等における配布・閲覧

区役所・総合支所、市政情報センター、市民センター 等

③ 関係機関等への配付

仙台市医師会、仙台歯科医師会、宮城県栄養士会、仙台市薬剤師会、  
東北大学大学院 医学部医学系研究科、仙台商工会議所、  
全国健康保険協会宮城支部、宮城労働基準協会仙台支部 等

### （3）意見提出方法

郵送、ファクス、電子メール、電子申請

## 2. 意見の提出状況

### （1）提出者数

26人（内訳：郵送9人、ファクス7人、電子申請10人）

### （2）意見件数

26件

### （3）提出された意見の内訳

該当項目	件数
① 計画全体	2件
② 第4章 プランの全体像と目標達成に向けた施策	24件
合計	26件

# 「仙台市いきいき市民健康プラン（第3期）」中間案に対する市民のご意見内容と仙台市の考え方・対応

番号	ご意見の内容	仙台市の考え方・対応
1	健康は重要ですので全面的に賛成します。	
2	全体にかかわることとして、健康長寿を確保するための高齢者の運動・外出・睡眠等のため交通費補助の減額は相反する施策だと思うので計画倒れにならないよう統一性を図ってほしい。	本プラン、そして、関連する他の計画とも連携しながら推進してまいります。
3	<p>1. 「タバコ病による早死に無くするための取り組み」をよりいっそう進めていただきたい。</p> <p>(1) 喫煙者の寿命は、我が国でも、男性で8年、女性で10年寿命が短くなるというデータが発表されている。当然に、健康でいられる期間（健康寿命、平均自立期間）も短くなり、タバコの喫煙率が高い都道府県ほど、概ね平均寿命と健康寿命が短く、死亡率が高く、喫煙者は非喫煙者と比較して4.2年短くなるというデータが厚労省等から出されている。  <a href="https://blogimg.goo.ne.jp/user_image/36/ec/b09a6b2f46ac22d74a49deb5379f863e.png">https://blogimg.goo.ne.jp/user_image/36/ec/b09a6b2f46ac22d74a49deb5379f863e.png</a></p> <p>(2) 都道府県別の平均寿命と健康寿命の昨年までのデータでは（いずれも喫煙率の低く、長年にわたりタバコ対策に取りくんできている府県の健康寿命が長い結果となっている）、平均寿命、女性1位は岡山88.29歳、男性は滋賀82.73歳 <a href="https://notobacco.jp/pslaw/nikkei221223.html">https://notobacco.jp/pslaw/nikkei221223.html</a>。  <a href="https://president.jp/articles/-/65242">https://president.jp/articles/-/65242</a></p> <p>(3) タバコには、メンソールや香料など添加物が多く含まれ、肺深くまで吸わせ、依存性を強め、離脱を困難にしている。その実態を喫煙者は知らず、日本での添加物は無規制の現状がある（多くの国で規制が進みつつあるが）。喫煙者はニコチン依存にとどまらず、メンソールなどの添加物により、タバコにより囚われ、縛り付けられている。「タバコ病による早死に無くするための取り組み」をよりいっそう進めていただきたい。                  参考：タバコ病による早死に無くするための報道の紹介 <a href="https://notobacco.jp/pslaw/tobaccoby.html">https://notobacco.jp/pslaw/tobaccoby.html</a></p> <p>(4) 喫煙者にその危険性の周知啓発をお願いします。そして、我が国でも「タバコの添加物の法規制と監督機関の創設」を貴市からも国へ要請いただきたい。</p> <p>参考：タバコ添加物の規制法と監督機関の創設 <a href="https://notobacco.jp/pslaw/mentholkisei2310.pdf">https://notobacco.jp/pslaw/mentholkisei2310.pdf</a></p> <p>(5) とりわけ喫煙者に禁煙を促し勤めるために、「禁煙治療の2/3助成」を自治体でもよりいっそう進めていただきたい（大阪市のようなアプリ活用も含め）。治療薬のチャンピックスが現在入荷待ちとなっていますが、来年春以降には入荷の可能性があるようで、準備を進めていただき、「禁煙治療の受診者数の数値目標を都道府県や市町村などで設けては」どうでしょうか。                  参考：禁煙治療費助成の自治体 <a href="https://notobacco.jp/pslaw/chiryohijosei.html">https://notobacco.jp/pslaw/chiryohijosei.html</a></p> <p>2. 「受動喫煙の危害ゼロの施策」をよりいっそう進めていただきたい。</p> <p>(1) 内閣府の直近の調査でも、83.3%の人（喫煙者を含む）が受動喫煙の迷惑・有害性に怒っている。（以下の問3）  <a href="https://survey.gov-online.go.jp/hutai/r04/r04-tabako/gairyaku.pdf">https://survey.gov-online.go.jp/hutai/r04/r04-tabako/gairyaku.pdf</a></p> <p>(2) 健康増進法の屋内での受動喫煙防止の規定を屋外にも広げるべきで、屋内だけでなく、屋外の公共施設や、歩道（路上）、公園、子ども関連施設、屋外スポーツ施設、遊泳場、スキー場、レクリエーション施設、社寺仏閣などを含め、禁煙空間を広げていただきたい。（さいたま市や相模原市、横浜市など多くの市が公園禁煙化の施策を進めている）</p> <p>(3) 子どものいる場所や傍での喫煙・タバコをやめるルール作りの推進をお願いしたい。兵庫県条例のように。  <b>【兵庫県受動喫煙防止条例】</b>                  第19条 何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。                  第10条 喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。                  ・入口に表示義務：喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨の掲示の義務付け                  第14条 20歳未満の者及び妊婦は、喫煙区域に立ち入ってはならない。                  第20条 妊婦は、喫煙をしてはならない。                  (4) 家族や、職場、公共の場などの受動喫煙で、病気になる、早死にした人は数知れない。（厚労省のデータでも少なくとも年間15,000人が受動喫煙で亡くなっている） <a href="https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000130674.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000130674.pdf</a> 「受動喫煙の危害ゼロの施策」をよりいっそう進めていただきたい。</p> <p>(5) 2024年の5/31世界禁煙デーと禁煙週間の機会に、イエローグリーンのライトアップ（公共的なタワーや役所、公共施設、保健医療機関などを含め）による「受動喫煙防止の徹底化」を全国各地で広げる啓発を日本医師会や各地の医師会、府県レベルでは福島県・山形県・宮城県・京都府・熊本県などとも連携し、日本禁煙学会でも広く呼びかけているところです。 <a href="http://www.jstc.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=26">http://www.jstc.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=26</a> 御地でもご協力・連携をお願いします。</p>	いただいたご意見も参考にしながら、たばこの健康影響の啓発や禁煙支援事業、受動喫煙防止対策等のたばこ対策を推進してまいります。

番号	ご意見の内容	仙台市の考え方・対応
4	中間案を読ませていただきました。大筋的には理解できますが、今回始めて見る三次喫煙の言葉をしらべてみてビックリしました。内容はたばこの煙に含まれる有害物質が部屋の壁やカーテン、絨毯や家具の表面などに染み込んだ後、揮発し浮遊するものを吸い込む【残留受動喫煙】を意味するものでした。そこまで行政が介入することに理不尽さを強く感じます。生活上のマナーやルールは必要と思いますが、このような三次喫煙まで締め付けるのは大きな問題ではないかと思えます。	
5	「いきいき市民健康プラン中間案」として意見募集を行っているが、中身的には健康プラン=禁煙の推進強化プランではないのか。分野4で飲酒・喫煙を一つにくくりで提示しているが、酒に関しては適量を守る指導のみで、内容の99%はたばこに絞った対策である。更にはたばこをやめたい人への禁煙指導があって、酒をやめたい人への禁酒指導はなぜないのか。また新たに受動喫煙に関する「三次喫煙」の啓発と対策を打ち出してきたが、これに関する対策と結果をどう求めていくのか。喫煙者のみだけではなく、社会（市民）全体が困惑すること間違いないと思う。私は三次喫煙の話になると、たばこという商品を世の中から完全に抹消しようとしている対策としか思えない。三次喫煙対策には絶対反対です。	
6	3年前に、「改正健康増進法」が制定され、完全施行されています。私は、50余年になる愛煙家です。この法律が意とすることは、『喫煙する人と喫煙を受けない人とが、互いに双方の立場を尊重しつつ、共存できる分煙社会を実現する』ことにあると理解しています。このたび仙台市健康プラン中間案を精読させていただきました。このP27～28には、これまであまり聞き馴れない「三次喫煙」たる文字がでてきます。そこで厚労省のホームページを開いて調べてみますとこのことには科学的な根拠が示されていない…ということを知りました。したがって、私はこの中間（案）に記述することは、①喫煙者のプライベートな面まで、公権で締めつけることにならないのか…②法律の「共存できる分煙社会の実現」の精神を歪んだ方向に誘導することにならないのか…と危惧し憂慮されます。切に再考を望みます。いま世情は深刻な財政危機の折(板?)、仙台市当局には、約70～80億円のたばこ消費税が一般財源として安定的に納入されているのですから、愛煙家の立場も常に念頭に置き、名実相伴う「分煙立市・仙台」の実現に向け御尽力賜りますよう祈念いたします。	
7	「受動喫煙防止対策の推進」での「三次喫煙」は科学的な根拠がありません。科学的な根拠がないものを「健康プラン」に記載することは、「健康プラン」そのものに対する信頼性に疑義を生ずることになります。従って「三次喫煙」は削除すべきと考えます。  行政はバランスのとれた施策を実施すべき 私は者喫煙です。たばこはすべて仙台市内で購入しています。他県に泊旅行する場合にも仙台市で購入したたばこを持っていくほど配慮しているつもりです。それはたばこ購入によりたばこ税が仙台市に納入されるからです。 「健康プラン」では、たばこに対する規制が過度になっていると感じます。たばこは麻薬などとは違って国が認めている嗜好品です。健康に対するデメリットだけではなく、ストレス解消などのメリットもあります。仙台市として「健康プラン」を本気で実施するつもりであれば、たばこ税は受けとらないくらいの覚悟を示していただきたい。	喫煙は、がんや脳卒中、心筋梗塞のほか慢性気管支炎や肺気腫などさまざまな病気の危険因子であること、さらに受動喫煙による周囲の人への健康影響も明らかになっております。 三次喫煙につきましては健康への影響がまだ明らかになっていないものの、その影響が懸念されるため記載したものです。表現を修正のうえ、今後の研究結果などを注視しながらその取扱いを検討してまいります。
8	「望まない受動喫煙」という言葉を耳にします。すべてにおいて敏感になっているご時世理解はできます。確かに吸わない方への配慮が必要ですし、迷惑をかけないことも大事だと思います。今回、「三次喫煙」とありますが調べてみて驚いています。家庭や自家用車にも行政が介入するというのでしょうか。公共の場所でのルールやマナーについては理解できますが、プライベートまで行政が介入し公権で規則するのは問題だと思います。	
9	「望まない受動喫煙」という言葉を良く聞きますが、私はたばこを吸わない人には迷惑はかけません（外では吸わず、家庭の中で1～2本）「三次喫煙」とありますが私は何のことかわからずいろいろと調べて見るとびっくりでした。なんと『家庭』や『自家用車』まで、行政が介入するという事でしょうか？これは行き過ぎです。個人の自由でしょう。プライベートまで公権で締め付けるのは大問題です。やめていただきたいです。	
10	私は50年来のヘビースモーカーの納税者です。 「たばこは心の日曜日」喫煙場所がどんどん減ってきており、精神衛生上思わしくありません。どんな運動でも、どんな飲食物でも、過ぎたるは悪害が出るものです。望まない受動喫煙を減らすことには賛成しますが、余りにも喫煙者が継続的な標的になっていると思います。更に今回、三次喫煙とありますが、家庭や自家用車などプライベートまで公権で誘導しようとするのでしょうか。たばこは長い歴史をもつ嗜好品です。行政は共存を後押しして下さい。	
11	最近三次喫煙について調べてみましたが、衣服に付着した匂いから有害物質が「ある」と書いてありました。例えばBBQ等をした時にも匂いは着きますが、こういったものも同じことだと思います。なぜ、たばこだけが、このようなワードで表現されてしまうのでしょうか。「ある」としましたが、「曝露」!!と書いてあるのです。喫煙者としては辛いものです。	
12	私は50年来の愛煙家です。今まではタバコ関係に対して国や行政からの発信は仕方が無いと思っていましたが、タバコの値段が600円を超えると意見のひとつもいいたいと筆を取りました。 行政は「共存」をぜひ後押しして下さい。特に三次喫煙など飲む根拠が示されていないものを記載しないで頂きたい。飲食店等での受動喫煙強化は勘弁してください。残り少ない人生の楽しみが無くなります。どうか共存を大切にしてください。宜しくお願いします。	
13	サードハンドスモークというワードで検索してみましたが、新しい概念でまだ詳しい健康影響が明らかになっていないと書いてありました。 明らかになっていない言葉を取り扱うのはどうかと思います。	
14	三次喫煙とゆうことばを初めて知りました。興味本位で調べてみたら、科学的根拠が示されていないようです。記載するじたいがおかしいのではないですか。	
15	三次喫煙の健康影響については科学的知見が確立されていないと承知しておりますが、何か公式に発表されているものはあって記載されているのですか？	

番号	ご意見の内容	仙台市の考え方・対応
16	<p>「第3期 仙台市いきいき市民健康プラン」の中間案を読ませていただき、全体的には、市民各人にとってプラスとは思いますが。ただし、喫煙に関して記載されている内容の一部には以下のとおり反対ですので、見直しをお願いいたします。</p> <p>1、たばこを吸わない人（非喫煙率）の増加目標 市民への科学的に確立された情報提供は市民サービスとなりますが、嗜好品であるたばこの非喫煙者の目標数値を掲げる事は、喫煙者に対して様々な圧力を加える事につながるリスクが大きいと思いますので、削除して下さるようお願いいたします。 私は少数派の喫煙者ですが、ひと時の憩いや、精神的な安定感を得るために、自分自身の価値観と責任・判断で、美味しくたばこを吸っております。他人に迷惑をかけない限りは、多様な個々人の価値観や嗜好を許容しないギスギスした社会に誘導するような事は、行わないでください。 また、喫煙者を減少させる目標を掲げるのであれば、まず、仙台市はたばこ税の受取を辞退するのが筋ではないかと思えます。</p> <p>2、三次喫煙 「三次喫煙」という聞いた事がない表記がありましたので、ネット検索で色々調べてみましたが、一部の方が主張しているだけで科学的に立証されたものではないようですが、きちっと調べたのでしょうか。喫煙者バッシングに価値観を見出して情熱を傾けている方々の意見だけを聞いて、鵜呑みにしているように誤解してしまいそうです。愛煙家やたばこを生業としている方の意見も聞いて下さい。科学的なエビデンスが確立していない「三次喫煙」に関する事を公文書に記載するのは無しにさせていただきたいと思えます。</p> <p>3、その他 最近では、喫煙場所が本当に少なくなりました。中には、我慢しきれずに他人に迷惑がかかる所で喫煙する方もいると聞きます。私も含めて少数派の喫煙者は、たばこ代金の6割以上の多大な税金を課されておりますので、その税金の一部で、他人に迷惑がかからずゆっくり喫煙できる「完全分煙の喫煙所」を要所要所に設置していただきたいと思えます。喫煙者と非喫煙者が対立せずに、市民同士が多少性を認めあう共存社会の一助になると思えます。</p>	<p>たばこは嗜好品ですが、喫煙は、がんや脳卒中、心筋梗塞のほか慢性気管支炎や肺気腫などさまざまな病気の危険因子であること、さらに受動喫煙による周囲の人への健康影響も明らかになっていることから、数値目標を設定し、たばこ対策を推進していくことが必要と認識しております。</p> <p>三次喫煙につきましては健康への影響がまだ明らかになっていないものの、その影響が懸念されるため記載したものです。表現を修正のうえ、今後の研究結果などを注視しながらその取扱いを検討してまいります。</p>
17	<p>私自身たばこは吸いませんが、歩きたばこする人を見ると、不快に感じます。臭いもそうですが、その行為自体が不快です。しかしながら、なぜ歩きたばこをするのか考えてみると、周辺に喫煙所がないからではないかと考えます。歩きたばこをやめて！と言うのは簡単ですが、喫煙所を要所要所に作ることも考える必要があると思えます。税額を把握していませんが、たばこ税のおかげで、たばこを吸わない私達の生活の一助にもなっている事を理解した上での私からの提案です。</p>	
18	<p>禁煙者にとっては、臭いがイヤだ、煙がイヤだと言う方が確かに多くおられますが、喫煙者にとっては、1日のリラックスする時間でもあって、それが仕事の上で向上につながる事もあり、たばこが常に害である事ばかり多く引き出されては、どうかと。喫煙場所は、どこにあるかわからないという、肩身狭い思いをして吸ってる喫煙者に対してもっとわかりやすい喫煙場所提供して頂きたい。健康被害たばこばかりが悪いのではない。</p>	<p>喫煙は、がんや脳卒中、心筋梗塞のほか慢性気管支炎や肺気腫などさまざまな病気の危険因子であること、さらに受動喫煙による周囲の人への健康影響も明らかになっていることから、喫煙者に対して喫煙ルールやマナーを守っていただくよう周知啓発が必要と認識しております。</p>
19	<p>受動喫煙防止対策推進についてです。喫煙所が無いことでポイ捨てが増えています。ポイ捨て防止の取り組みの一環で喫煙所を整備すべきです。</p>	
20	<p>ルールやマナーを検討する事は賛成です。ルールを守りながらタバコを吸っている身として、喫煙所から溢れ出ながらの集団喫煙や子供の近くで平気で吸っている大人を見ると腹正しい気持ちになります。故に喫煙場所や喫煙者そのものを減らしていくような検討ばかりではなく、ルールや運用をもっと工夫していくべきだと思います。</p>	
21	<p>喫煙者なので高額納税者と自負しています。たばこの税金がたばこを吸う人に還元されていない。仙台市も80億強の地方たばこ税を取りながら何に使っているのでしょうか？1%でも喫煙所に予算を使ってもらえれば「望まない受動喫煙のない社会の実現」になると思われますが、いかがでしょうか？</p>	<p>市たばこ税は、地方税法により用途を定めない普通税とされていることから、本市の施策全般に活用させていただいております。</p>
22	<p>たばこの税金が防衛費に使われる話を聞いて愕然としました。担税物品を嗜好しているわけですから100歩引いて必要な所に高額の税金が使われる事は理解します。ただし、受動喫煙防止対策の強化を検討する前に、分煙できるような喫煙所の整備に仙台市は地方タバコ税を充てているのですか？</p>	
23	<p>コロナの影響と食材費高騰で飲食店経営が苦しいというニュースを見ました。喫煙対策を講じることで更に多くのお金を捻出しないといけなくなると思いますが、補助金等準備してから、お伝えするべきでは？飲食店が減ってしまうと困ります。</p>	<p>健康増進法は、2020年4月に一定の基準を満たす飲食店を除き屋内は原則禁煙とするよう改正されたことから、制度改正の趣旨へのご理解をお願いいたします。</p>
24	<p>毎日のように飲食店を利用しています。屋外にも吸える場所が少ないのに受動喫煙対策として屋内でも吸えない店が増えると困ります。たばことお酒と一緒に嗜めるお店が減り、私の楽しみが減ります。</p>	
25	<p>私は喫煙者ですが、非喫煙者目標に変更が無い点、大変嬉しく思います。これ以上、喫煙者をいじめないでください。</p>	<p>喫煙は、がんや脳卒中、心筋梗塞のほか慢性気管支炎や肺気腫などさまざまな病気の危険因子であること、さらに受動喫煙による周囲の人への健康影響も明らかになっていることから、数値目標を設定し、たばこ対策を推進してまいります。</p>
26	<p>職場における受動喫煙防止対策について現状職場では分煙をしており、受動喫煙対策を主なっております。受動喫煙防止宣言施設=禁煙でないといけなのですか？分煙も立派な受動喫煙防止対策になっていると思えます。</p>	<p>宮城県、全国健康保険協会宮城支部との共同で実施している「受動喫煙防止宣言施設」登録制度において、一般の事業所等については、敷地内禁煙もしくは屋内禁煙としている場合、受動喫煙防止宣言施設として登録が可能です。</p>